

令和7年2月

在校生保護者 各位

岩沼市教育委員会

就学援助制度のご案内

岩沼市教育委員会では、経済的な理由により小学校・中学校に通学するお子さんの就学にお困りで援助を希望する保護者の方に対して、学用品費や校外活動費、給食費等の就学上必要な経費の一部を援助する制度を実施しております。

来年度就学援助制度の利用を希望する方は、下記により申請されますようお願いいたします。

なお、今年度就学援助制度の認定を受けている方で、来年度引き続き援助を希望する方についても申請が必要です。

世帯の収入状況等により申請しても認定にならない場合がありますので、予めご承知願います。

記

1 就学援助を受けられる方

岩沼市に住所を有するか、岩沼市が設置する小・中学校に在籍する児童・生徒の保護者で、次のいずれかの申請理由に該当する世帯の方です。

- ・生活保護が停止または廃止となった世帯
- ・児童扶養手当を受給している世帯
- ・生活福祉資金の貸付を受けている世帯
- ・国民年金保険料が免除されている世帯
- ・国民健康保険税が減免されている世帯（軽減ではありません）
- ・個人の事業税・固定資産税・市民税が減免されている世帯（家屋新築による固定資産税等の減免は対象外です）
- ・東日本大震災により家屋が半壊以上の判定を受け、かつ震災により所得が減少し経済的に就学困難であると認められる世帯
- ・その他経済的理由

※岩沼市以外の小中学校へ就学する場合、又は岩沼市外に在住し岩沼市立小・中学校に通っている場合は、教育委員会へご相談ください。

2 援助の内容

対象となる学用品費等、新入学用品費、学校給食費、修学旅行費、校外活動費、医療費、オンライン学習通信費の一部を援助します。

※他市町村から、岩沼市立小中学校へ区域外就学する場合は、援助内容が異なりますので、教育委員会へご相談ください。

（裏面に続く）

3 提出書類

就学援助費受給申請書に必要書類を添えて在籍の小中学校へ提出してください。

○就学援助費受給申請書

○申請理由を証明する書類の写し（児童扶養手当証書、生活福祉資金貸付決定通知書、東日本大震災のり災証明書（半壊以上）、市税や国民健康保険税、国民年金の減免決定通知書等）

○「銀行等口座振込依頼書 兼学校長からの現金受領同意書・委任状」

○通帳の写し（金融機関、支店名、口座番号、口座名義（カタカナ）等が確認できる部分）

○令和6年分（令和6年1月～12月）における世帯の経済状況のわかる書類の写し（18歳以上の世帯全員分）

令和6年分源泉徴収票（年末調整のみの方）・令和6年分確定申告書の控えの写し、令和7年度分住民税申告書の写し 等

税務担当課で発行する令和6年度所得課税証明書は内容が令和5年分のため受付できません。ご注意ください。

※新年度兄弟が同一の学校に在籍する場合は一つの申請書にて申請することができます。

4 提出期限：令和7年2月28日（金）（年度当初の認定を受ける場合）

※就学援助申請は随時受付けておりますが、年度当初に認定を受けたい場合は上記期限まで提出願います。

5 その他

・就学援助認定の可否については、5月下旬までに在籍小中学校を通じて保護者へ通知します。

・生活保護を受給している方は、生活保護費に就学に係る費用が含まれていますので、就学援助の申請は不要です。

6 問い合わせ先

在籍小中学校の就学援助事務担当者

岩沼市教育委員会学校教育課 （電話：0223-23-0728）